

長 建 協 発 第 3 号
平成 2 3 年 4 月 1 日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

長崎県建設工事標準請負契約書（平成 2 2 年 1 2 月 3 日長崎県告示第 9 8 6 号）につきまして、政府契約の支払遅延等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 2 4 年 1 2 月大蔵省告示第 9 9 1 号）の一部改正が平成 2 3 年 2 月 2 4 日に告示（財務省告示第 5 2 号）され、平成 2 3 年 4 月 1 日から遅延利息が現行の年 3. 3 %から年 3. 1 %になることに伴い関係条文を改める必要から、別添のとおり改正されることとなりました。

つきましては、同内容について会員専用ホームページに掲載いたしましたことと、施行日が平成 2 3 年 4 月 1 日となっておりますが、3 月 3 1 日以前に締結した請負契約及び当該契約の同日以後に締結される変更契約については、従前の例によるとなっておりますことを併せて申し添えます。

なお、窓口で販売していただいております長崎県建設工事標準請負契約書については、本会長崎支部より連絡がっております（平成 2 3 年 3 月 3 1 日付け F A X にて各支部へ通知）とおり、現在お手持ちの在庫がありましたら、後日、差し換え分を長崎支部より送付することとなっておりますことを申し添えます。

追って、注文書の改訂につきましては、未定となっております、別紙 1 のとおり訂正してご使用いただけますので、販売する際、同封しております別紙 2 を添えてお渡し願います。